

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 2. (5) 測定装置の賃貸借及び保守期間について →期間が【令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 (3 ヶ月)】 となっていますが、過去の同種案件では年度内の期間ではなく実際に使用を想定している期間 (84 ヶ月) を記載頂いており、本件に当てはまると【令和 9 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日】となりますが、この認識で良いでしょうか。	ご認識の通りです。過去の更新業務と同様に、7 年間 (84 ヶ月) のリース契約を前提とした更新を想定しています。仕様書に記載している期間は、そのうち令和 8 年度内の期間のみとなります。
2	仕様書 2. (4) オについて →旧測定装置の撤去は本調達に含まれておりますが、新測定装置の賃貸借期間満了後の撤去は本調達に含まれない認識で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
3	様式 1 入札書について →入札書の記載金額について、別紙：環境省入札心得 5.入札金額の記載によると、入札金額について、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額 (税抜) を記載するとございますが、この金額は 3 ヶ月の賃貸借料及び新測定装置の導入費・旧測定装置の撤去費の総額で良いでしょうか。 また賃貸借料は毎月お支払、導入費・撤去費は一括お支払の認識で良いでしょうか。	入札金額は、導入や撤去、賃貸借料を含めた総額と認識しています。また、本業務の落札者決定後に契約書を取り交わす段階で協議の上、3ヶ月分の賃貸借料を毎月支払い、導入費・撤去費についても導入・撤去が完了した月の支払い額に上乗せする形で、一括でお支払いすることは可能です。
4	契約書 (案) について二者間契約での雛形となっておりますが、 →契約業務のうち保守については乙 (弊社) の責任において丙 (保守業者) をして実施させる甲乙丙の三者間契約の形態でも可能でしょうか。 また仮に可能とした場合、その協議及び必要書類の提出は落札後で問題ないでしょうか。	甲乙丙の三者間契約の形態でも可能です。その協議及び必要書類については落札後で問題ございません。